

答 申 第 1 6 7 号
平成16年 7月 8日

千葉県知事
堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成10年8月28日付け学第302号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成10年7月17日付けで異議申立人から提起された平成10年6月10日付け学第2号の15で行った公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった公文書部分公開決定について、理由付記に不備があるので取り消すべきであり、また、非公開とした情報のうち、別紙「非公開情報一覧」の審査会の判断欄に表記した情報以外の情報を公開すべきである。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が、平成10年6月10日付け学第2号の15で行った「平成7年度の総務部学事課の食糧費支出に係る支出負担行為支出伝票（幼稚園係分）」（以下「本件文書」という。）の公文書部分公開決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると次のとおりである。

- (1) 千葉県公文書公開条例第11条第2号又は第3号に該当する情報について公開の特例を定める条例（以下「特例条例」という。）の適用について

特例条例で公開される情報を、平成10年4月1日以降に決裁の手續を終了した公文書に限定し、それ以前の文書に適用しないのは不合理である。

特例条例の目的は、県民に対する理解と信頼を深めると述べているが、現状のままでは公開への道を閉ざすことになり違法である。

- (2) 旧千葉県公文書公開条例（以下「旧条例」という。）第11条第2号該当性について

県の事務事業を個人に関する情報として拡大解釈し、個人の私生活情報であるとして、懇談会に出席した担当職員名まで一律非公開とするのは誤りである。

食糧費による懇談会は私的な懇談ではなく、県の予算を使って開催されたものであり、県に関する情報であっても個人に関する情報には該当しないからである。

- (3) 旧条例第11条第3号該当性について

実施機関は、懇談場所等を公開すると、法人及び事業を営むものの事

業運営に不利益を与えると述べているが、具体的には説明されておらず、恣意的である。

(4) 旧条例第11条第8号該当性について

実施機関は、「公正な執行確保に著しい支障を及ぼすおそれがある。」と危惧するが、非公開を拡大解釈することでますます客観性が失われ、行政執行上の公開すべき事実について歪曲されている。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

本件文書は、以下に述べるとおり、旧条例第11条第2号、第3号及び第8号に該当し、公開しないことができる文書である。

1 特例条例の適用について

実施機関は、旧条例及び特例条例を根拠に公開・非公開の決定を行うのであり、特例条例が平成10年4月1日以降の公文書について適用すると定めている以上、平成7年度の公文書に対して特例条例を適用することはできない。

2 旧条例第11条第2号該当性について

支出負担行為支出伝票の説明欄には、個人に関する情報であって、特定個人が識別され得る情報が記録されているため、非公開としたところである。

3 旧条例第11条第3号該当性について

支出負担行為支出伝票の相手方の住所・氏名及び金融機関名欄、並びに請求書及び見積書には、法人及び事業を営む個人の当該事業に関する情報で、営業上のノウハウに関する内部管理情報が記録されており、これを公開した場合、事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。

4 旧条例第11条第8号該当性について

支出負担行為支出伝票の説明欄には、県が行う事務事業に関する情報が記録されており、これは、県が施策を立案・決定・実施していく過程での交渉記録ともいえるものである。これを公開した場合、関係者との信頼関係が損なわれるとともに、今後の同種の事務事業の円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがある。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件文書について

本件文書は、総務部学事課において、幼稚園係の所掌事務に関して平成7年度に食糧費を執行した際の支出証拠書類（以下「本件文書」という。）であり、支出負担行為支出伝票、請求書及び見積書で構成されている。

これらに記載された情報のうち、実施機関が非公開とした情報は別紙「非公開情報一覧」のとおりである。

2 本件決定における理由付記について

本件決定の決定通知書を確認したところ、理由付記の要件を満たしているかについて疑問があるので、まず検討する。

旧条例第8条第4項では、公開しない旨の決定をした場合には、その理由を付記しなければならないこととされている。

この理由付記の程度は、平成4年12月10日付けの最高裁判所判決において、当該公文書の種類、性質等とあいまって公開請求をした者がその理由を当然知り得るような場合は別として、単に非公開の根拠規定を示すだけでは足りず、旧条例第11条所定の非公開事由のどれに該当するのかがその根拠とともに了知し得るものでなければならないとされている。

本件決定において、実施機関は決定通知書に「千葉県公文書公開条例第11条第2号、第3号及び第8号該当」と記載し、その理由について、各号の条文の文言を引用して記載しているのみであり、非公開とした情報が、それぞれいずれの非公開事由に該当するのか示していない。

したがって、この理由付記の程度は旧条例の定める理由付記の要件を欠いたものと言わざるを得ない。

また、実施機関が異議申立て後の理由説明書で具体的な理由を説明したとしても、これらの違法性は治癒されるものではない。

よって、本件決定は取消しを免れないものと認められる。

3 公開・非公開の妥当性について

本件決定は、上記2のとおり理由付記に不備があり、取り消すべきであるが、異議申立人は、本件決定の非公開部分について、旧条例第11条の非公開事由に該当しないとして、具体的な主張をしているので、これらの点についても以下に検討する。

(1) 特例条例の適用について

異議申立人は、特例条例で公開される情報を、平成10年4月1日以前の公文書に適用しないのは違法である旨主張するので、まず検討する。

特例条例は、実施機関の事務又は事業をより明らかにするために必要な情報を公開することとする特例を定めることにより、県民の県政に対する理解と信頼を一層深めることを目的としているものであり、職務遂

行に含まれる実施機関の職員の氏名や食糧費の支出を伴う懇談会等への出席者の氏名及び債権者の名称又は氏名等を特例として公開するものであるが、その適用は、附則第2項により特例条例の施行日である平成10年4月1日以後に決裁、供覧等の手続が終了した公文書とされている。

したがって、平成7年度の支出負担行為支出伝票である本件文書に特例条例の適用はなく、異議申立人の主張には理由がない。

(2) 旧条例第11条第2号該当性について

実施機関は、本件文書の非公開部分の情報が、特定個人が識別される情報にあたり、本号の非公開事由に該当すると説明するので以下検討する。

実施機関の説明で特定個人が識別できる情報としているのは、支出負担行為支出伝票の説明欄の会議等の出席者に関する記載であると考えられるが、本件文書には、出席者の属性や所属する組織等が記載されているが、各事業に関する関係者などの記載や、市町村名、都道府県名が記載されているのみで、会議等の目的に関する記載や、職員録等他の情報と組み合わせても特定の個人を識別できるとは考えられない。したがって、これらは特定の個人が識別され、又は識別され得る情報とは認められず、本号には該当しないものと認められる。

(3) 旧条例第11条第3号該当性について

ア 飲食店の名称、法人又は事業を営む個人（以下「債権者」という。）の名称又は氏名、住所、法人代表者名等（イ及びウの情報を除く。）の情報

実施機関は、これらの情報が、競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与える情報であると説明するので検討する。

本件文書に係る事業に関し、飲食等を提供した債権者は、いずれも一般的な飲食店を営んでいる者であり、常設の店舗により不特定多数が顧客となり得る状態で営業されているものと推認される。

そうすると、飲食店の名称及び債権者の名称又は氏名などは、飲食店を営業をする上で秘匿されている情報とは認められない。

また、請求書や見積書に品名や単価が記載されているが、その仕様が明らかなわけでもなく、飲食店によって料理等の単価に差があったとしても、これらが営業上のノウハウとして保護すべき情報であるとは認められず、実施機関の説明には理由がない。

したがって、飲食店の名称、債権者の名称又は氏名、住所、法人代表者名等は、いずれも本号本文に該当しない。

イ 債権者の印影

本件文書の一部である請求書及び見積書には、債権者である法人の代表者や事業を営む個人の印影が記録されている。

これらの印影の公開・非公開の判断は、使用されている状況や印影の形態等から個別に判断する必要がある。

請求書や見積書に対する押印は、各債権者が真意に基づいて作成した、真正なものであることの認証的な意味があるものと認められるが、飲食店等の一般的な営業形態をみれば、請求書や見積書を介して不特定多数の顧客やさらに広い範囲の者に知られ得る状態に置かれる可能性があるものと考えられる。

また、本件文書を見分すると、大半の印影が特別な管理がされている印鑑ではなく、いわゆる認印等を使用しているものと認められる。

これら認印等の印影については、これを公開しても当該法人等の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えるとは認められない。

一方、本件文書に記録された印影の中には、法人代表者の印影として認証的機能を有するにふさわしい形状を有し、当該法人等の契約書類等の重要書類にも使用するものとして、特別な管理をしているものと推認されるものがある。

認印等の場合と異なり、このような印影を、見積書や請求書に使用されていることを理由に、一律に公開してしまえば、当該法人等の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えるものと認められる。

したがって、特別な管理をしているものと認められる印影（別紙「非公開情報一覧表」で審査会の判断欄に表記したもの。）については、本号本文に該当するが、その他の印影は本号本文に該当しない。

また、本号本文に該当するとした法人等の代表者の印影は、本号ただし書のいずれにも該当しないので、これらの印影は公開しないことができる情報である。

ウ 銀行名、支店名、口座名義人、預金種目、口座番号（以下合わせて「口座番号等」という。）

本件文書に記録された口座番号等は、請求書や見積書に記載されたものだけでなく、支出負担行為支出伝票に印字されたものがあるが、この口座情報欄に記録された情報は、請求書や見積書に記載されたものを、あらかじめ、実施機関の財務システムに登録し、起票の都度印字しているものである。

懇談会に使用された飲食店等の営業形態は、上記アに記載したとおり推認される所であり、口座番号等も請求書や見積書に記載され、

不特定多数の者に広く知られ得る状態に置かれているものと認められる。

これは、法人等が口座番号等を内部限りにおいて管理することよりも、決済の便宜に資することを優先させているものと考えられる。

また、県は、一般の顧客と同様の地位によって、当該飲食店等を利用したものであり、口座番号等は相手が県であることを理由に、特別に教えられたものであるとは認められない。

したがって、これらの情報を公開したとしても、当該法人等の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えるものとは認められず、口座番号等の情報は、本号本文に該当しない。

エ 相手方コード

支出負担行為支出伝票に記録された相手方コードは、実施機関が債権者ごとに付したコードであり、債権者が管理する情報ということではできず、またこれらが公開されたとしても、債権者の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えるとは認められない。

したがって、相手方コードについては、本号本文に該当しない。

(4) 旧条例第11条第8号該当性について

実施機関は本件文書を公開すれば、関係者との信頼関係が損なわれ、今後の同種の事務事業の円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると説明する。

しかしながら、本件文書の説明欄の記載は極めて概括的であり、このような記載から、具体的にどのような事実が了知され得て、そのようなおそれが発生するのかについては、本件文書を見分したところでは、想定しがたく、実施機関の説明に合理性を認めることはできない。

したがって、実施機関が非公開とした情報は、本号には該当しないものと認められる。

4 結論

以上のとおり、本件決定は、理由付記に不備がある違法なもので取り消されるべきであり、また実施機関が非公開とした情報のうち、別紙「非公開情報一覧」の審査会の判断欄に表記した情報以外の情報は、非公開事由に該当しないので公開すべきであると判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
10. 8. 28	諮問書の受理
10. 9. 21	実施機関の理由説明書の受理
10. 10. 29	異議申立人の意見書の受理
11. 4. 28	審議
16. 6. 24	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
岩 間 昭 道	千葉大学教授	
大 田 洋 介	首都圏新都市鉄道(株)常務取締役 城西国際大学非常勤講師	部会長
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	

(五十音順：平成16年6月24日現在)